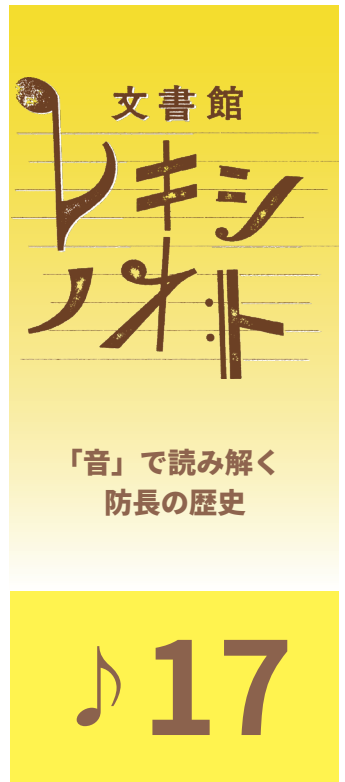




「防長風土注進案 殿敷村」（県庁伝来旧藩記録 風土注進案361）
左に描かれているのはいのこ石



生活ノオト⑨

年中行事の唱え言と唱歌

毎年決まったように行う民間の行事には、その時々「唱え言」や、その行事のときにしか歌わない「唱歌」を伴う場合があります。ここでは、それらを区別せず、月日を追ってみていきましょう。

《七草（1月7日）》

七草を摘むとき、またそれを調理するとき、次のような決まった歌があったようです。

- ・唐土の鳥と日本の鳥が 渡らぬさきに七種をたゝいて歳徳様えあけふよ（「注進案」当島宰判河島庄）

《望の粥・成木責め（1月15日）》

成りものの木（果樹）の豊穰を祈る行事です。果樹に向かって、一人が斧で「ならねば切る」と脅すと、一人が「なりますなります」といって持参した粥を塗り込みます。

《とんど（1月14日）》

小正月の火祭りとして広く行われる行事（どんと焼き）。正月飾りや古書（書き初め）を焼き、その火で正月餅の取り置きを焼いて食べました。ほとんどが1月14日（の夜）に行われ、その際子どもたちは「トンドヤ 左義長 祝ひ之こけ八今朝迄 小豆餅ハ

すへりた」「どんとやさぎちやう 祝ひの賀儀ハ今朝迄」等と歌いました。

《といとい・とろへい（1月15日）》

子どもたちが夜、「トヘトヘ」等と唱えながら、銭差縄や藁で作った「トヘ馬」などと交換に餅をもらい歩くスリル満点の行事です。

- ・封縄式本盆へ入し、「トヘトヘ」と申、家々の戸口に來り候時、苅縄を取年徳神祝の餅一重遣し、（中略）子供へ墨を付水をかけ申候（小郡宰判上中郷）

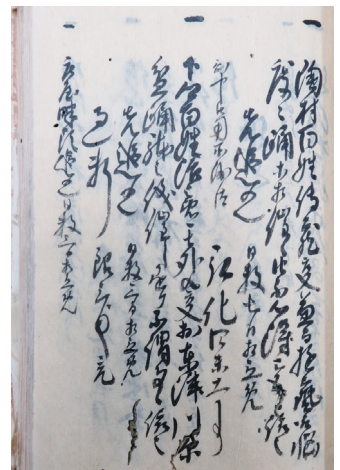
《麦ほめ（1月20日）》

作物をほめたり脅したりして豊穰を祈るという点では、「望の粥」等と同じ。麦畑に行き、「ええ麦じゃ、今年の麦はできがようて背中から腹へ割れるでよう」といった唱え言をしました。

《涅槃（2月15日）》

釈迦の入滅日の法会に伴う子どもたちの行事も「ねはん」と呼びます。送り火を焚くとき、「ヲシャカノシャカノブリンボウ」と大声で唱え（「注進案」吉田宰判今浦御開作）、また「勸進米をくれんものハ、箸で家を造って、味噌で壁を塗って、雨が降りやべたべた、風が吹きやばたばた」

盆踊り



「古例便覧」
（山口小郡宰判記録 38）

盆踊りは太鼓の伴奏で、手をたたきながら踊るものが多かったようです。江戸時代には「思案橋」「国府節」「兵庫くどき」等が歌われましたが、当局によって禁止された時期がありました。幕末には「白河踊り」も伝わりました。仮装も多かったようです。

上の資料は、嘉永年間に小郡下郷の百姓治兵衛らが盆踊りを催した廉で「追込（おいこめ）」「過料」に処せられた記事です。

（「同」三田尻宰判三田尻町）と唱えながら貰った米で、粥を炊いて食べたりしました。

《節分（3月3日）》

節分の豆まきの作法として、以下のような詳細な記述が「注進案」にあります。大声で行うものだったようです。

- ・ 檣櫓葉に大豆を交へ能々焙りて一応神棚え備へ、夫を卸して「エヘンエヘン」と咳払ひして「福は内」と小声にて三遍座敷を廻り、夫より「鬼は外ト」と大声に呼ハリ呼ハリ右之品をト間切りに蒔き散し候（奥山代宰判符谷村）

《虫送り（田植え後）》

毎年、または虫が発生する気配がある場合に行われた、稲の害虫を村外に送り出す儀礼です。藁等で武者や馬の形代や船を作り、田頭を担ぎまわった後に、隣村や川・

海に送り出すのが一般的で、その行列は歌や唱え言とともに、鉦・太鼓・法螺貝から鉄砲まで持ち出された、たいへん賑やかなものでした。代表的なものを下表にあげます。

《いのこ・亥の子・玄猪（10月）》

いのこは10月亥の日に新穀餅を搗き、神や臼に供えて贈答し、子供たちは藁を束ねたものや丸い石に綱をたくさん取り付けたものを持ち、家々をはやしながらかき回り、餅や菓子を貰う行事です（冒頭写真参照）。子どもたちにとってはたいへんに楽しい行事でした。現在でもおこなっているところがあります。

そのときに歌う「いのこ歌」はさまざまな種類のものが数多く伝わっていますが、下表に「注進案」にみえる江戸時代後期のものをあげます。

村	「注進案」の虫送りの唱え言
奥山代宰判 阿賀村	詞にハ「北条との八陣たち、実盛との八御供立、夫二付て昆虫もシラテもヤエモ御供せよ、跡ハ富貴にそめいた、チウチウチヤア」と大音に呼ハリ村中相済下畑むらへ送る
奥山代宰判 本郷村	已前は子供等多く付送り、「斉藤実盛篠原軍 北条殿ハ何とやら」呼ハリ囃し喧しかりしか当時は其事無之
前山代宰判 金峯村ほか	途中大音ニ「サハア サマア デンタチ サネモリ ドノア ヲトモシ ヤア、 早蠅様陣立実盛殿御供」と呼ハリ、花岡御才判境国木峠迄送り捨申候

村	「注進案」のいのこの唱え歌
奥山代宰判 本郷村	十月玄猪祭り農家町家共に餅を搗て贈答し、尚市中にてハ其夜男子も女子も打寄りて石を括り数本の綱手を付て、「亥ノ子亥ノ子、亥ノ子餅つきて祝ハぬ人ハ鬼を産メ蛇を産メ、角の生へた子を生メ」と囃し立、家々の戸口を搗き歩行き喧敷相聞候
徳地宰判 堀村	十月初亥ノ日いの神庭迄帰給ふとて庭え兼て苗代に稲を一株刈残置、此日取帰庭え臼を居、夫え稲を納めてもちひ濁酒灯明を奉り一夜庭を静かにす（是ヨリ三月節句迄ハ農神屋の内に止まり給ふといふ）童大きな石え蜘蛛に縄を付門々をつく（口々に「猪の子餅をつかぬものハ鬼うめ蛇うめ角はへた子をうめ」と諷ふ）
吉田宰判 今浦開作	亥の子祭とて童子家毎に行、五文或ハ拾文宛繫之柚柿をかざり、石ニて餅の形地を作り、是二縄を付ケ亥の子餅祝んとて門ト毎に行て搗ク、又新嫁の家に行てハ子を産む事多かれとて搗事数多し、是全く豕（猪）八年に子を十二産といふ事を起りにて、古より亥の子祭りを右の通二仕来候由申伝へ候事 是を搗んとする時童子等口をそろへ、「コボンニコボン ニサイコノボウイロイロニベ、キシテセドカラカドカラツ、パツタ」と大音にて謡出候事
前大津宰判 殿敷村	十月亥の日に古来より玄猪石と申候て鞠の如き石の真中に輪を掛候ものゝ御座候を小児等相集、町家の店を借これを壇上に飾り注連をはり幣を手向神酒餅柑類杯備申候、薄暮より右の亥の子石の鉄の輪に小児銘々縄を結びつけ家々の外庭を突候、其時同音に云、「何かしどのおミまひまふす、今宵は亥の子いのこ餅をつかんものは鬼をうめ蛇をうめ角のはへた子をうめ、一ツニツ三ツ四ツ五ツ六ツ七ツ八ツ九ツ十ヨ、十でとつくりおさめた」、右の通の祝詞にて拍子を取り軒別残りなく突ありき夜四ツ頃各家にかえり候